

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年6月22日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年7月10日から同月30日まで縦覧に供する。

平成19年7月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北下所1号地区	高松市産業部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南下所2号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南下所3号地区	〃
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新池地区	三木町産業振興課